

韓国の住民登録番号（PIN）制度について

高山憲之

2007 年 11 月

本稿は 2007 年 8 月 23 日（木）に韓国政府中央庁舎本館 1406 号室で韓国行政自治部のチェ・チョンネ課長補佐に対して行ったインタビューの結果をとりまとめたものである。インタビューにあたり、財務省主税局課長補佐の小多章裕氏、在韓国・日本大使館の河村氏および通訳の Yoo Seok-in（柳 哲仁）氏にお世話になった。

（１）制度制定までのいきさつ

朴大統領時代（軍部独裁政権）の 1960 年代、韓国は北朝鮮と対立していた。北朝鮮から送り込まれたスパイを摘発する必要がある、満 17 歳以上の韓国人には身分証明証を常時携帯させる方向の議論が 1962 年頃にスタートした。そして、その身分証明証用の住民登録番号制度が 1968 年に制度化された（当初は 12 桁の番号）。その後、住民登録番号は 1975 年から 13 桁に変更され、今日に至っている。

（２）住民登録番号制度の概要

住民登録番号は原則として出生申告時に付番する。その目的は、住民の自己識別（身元確認）を通じた生活便宜の向上および行政の効率化、の 2 つにある。住民登録番号は 1 人 1 番号となっており、生涯を通じて番号は変わらない。現在、番号は 13 桁となっており、最初の 6 桁が生年月日、次の 1 桁が性別、次の 4 桁が地域番号、次の 1 桁が（同一の生年月日、同一の性別、同一の地域番号を有する者の）出生申告順位、最後の 1 桁が検証番号となっている（別添資料 1 参照）。住民登録番号は韓国籍の者のみに付番される。

何らかの事情により出生届を提出しなかった者や外国人には付番されない。ただし、外国人には別の行政機関が所管している外国人登録番号制度が適用さ

れている。外国人登録番号は上記の住民登録番号とほぼ同様の構成となっており、最初から7桁目の性別が5、6、7、8のいずれかになっている（たとえば5番は1900年代生まれの男性）。

なお、出生時以外の新規登録もある。たとえば外国人が帰化して韓国籍を取得したとき、あるいは海外で生まれた韓国人が帰国したとき等。

（3）プラスチックカード化への歩みとプラスチックカードの記載項目

当初はビニールケース入りの紙を使っていた（偽造が比較的容易だった）。1987年からコンピュータ化に取りくみはじめ、1998年にプラスチックカード化した。

プラスチックカードに記載されている項目は 住民登録番号（性別込み）、氏名（ハングルおよび漢字）、顔写真、発給日時、発給機関名（地方自治体名）、右手親指の指紋、住所変更履歴（手書き）の7つである（このうち、 は裏面掲載）。プラスチックカード化以前は父親の名前も記載されていた。また住所変更履歴はカード上は手書きであるものの、ホスト・コンピュータにはインプットされている。現住所は年1回の間隔で調査・確認している。そのさい現住所が不明となった者はコンピュータ上で「居住地確認不可」と記入している。

有効期間は記載されていない。7～8年毎にいっせいに更新され、カード発給は行政上の義務となっている。整形で顔が変わる場合、申請により新カードが発給される。

ICチップ入り電子住民カードへの切りかえは、すでに提案されたものの、市民団体など多数の反対により実現していない。

（4）住民登録番号の使用範囲

すべての行政機関（中央・地方）がオンライン上で普遍的に使用している。たとえば、教育（入学等）、就職、運転免許証、パスポート、選挙、統計調査、社会保険適用など。なお公的年金制度は1980年代に発足したこともあり、当初から1人1番号の住民登録番号を使用していたので、宙に浮いた年金記録の問題は韓国にはない。

行政における本人確認は住民登録番号制度によって、きわめて容易に行われており、住民登録番号制度は行政の効率を高めるのに多大な貢献をしてきている。また韓国が IT 国家となる大きなきっかけとなった。

（５）納税時および民間取引における住民登録番号の使用

住民登録番号制度内では納税時や民間取引における使用を義務づけていないものの、上記の番号は、民間取引や納税にも使用されている。たとえば金融法等で銀行口座開設時に住民登録番号の記載を求めている（個々の金融取引には番号を記載しなくてもよい）。また所得税法上でも住民登録番号の記載を求めている。総じて、生活のあらゆる局面において住民等番号の提示を求められることが多い。

（６）個人情報の保護

昨年９月に住民登録番号にかかわる処罰法が制定された。ただし、インターネット取引は情報通信部が所管しており、苦情処理センター機能は有しているものの、インターネット取引上における住民登録番号の盗用に対して情報通信部に処罰機能が現在、与えられていない。本格的な個人情報保護法案（独立の監視機関の設置等を含む）は現在、国会で審議中である。

（７）インターネット取引等における“他人へのなりすまし”

韓国におけるインターネット取引では本人認証手段として住民登録番号を記入させることが慣例となっている。しかし、“他人へのなりすまし”が頻発しており、現在、大問題となっている。自分の番号が他人によって盗用されたかどうかを調べてくれる専用のインターネットサイト（有料）まであり、盗用をされた事実を確認した人も少なくない。あるいは盗品の自動車を他人名義で申告している例もある。

プライバシー保護の重要性についての意識と関心は韓国でも今日きわめて高く、住民登録番号の“行きすぎた”使用を今後どのように制限していくのかを最近、真剣に議論している。たとえば裁判所における各種書式においては住民登録番号の記入は不要であり、氏名や生年月日だけで十分であるというレポー

トが提出された。さらに本人認証のためには住民登録番号だけでなく暗証番号（パスワード）を合わせて使用することが必要ではないかという議論も多い。本人認証の具体的方法をめぐるホットな意見交換が、今つついている。

（８）今後の基本的方向

住民登録番号は総じてメリットや貢献分の方がはるかに大きい。ただ懸案事項がないわけではないので、今後とも改善に努めて制度の発展を図っていく。

７．別添資料１：大韓民国における住民登録番号の構成及び賦与

(別添資料1)

大韓民国における住民登録番号の構成及び賦与

1. 住民登録番号の意義(法第7条第3項、令第7条)

- (1) 住民登録番号は住民個人々人を符号(数字)として表示し、住民の自己識別を通じた生活便宜の向上と行政の能率化を図るとの目的がある。
- (2) 住民登録番号は1人につき1番号を賦与することとなっていることから、全く同一の番号が他に存在することはなく、他人が既に使用している番号はどのような場合でも再び使用することができない。
- (3) 住民登録番号は、1968年8月から12桁で賦与されたものを、1975年8月、13桁に変更して使用している。

12桁:地域番号(6桁) + 性別(1桁)・個人番号(5桁)

2. 住民登録番号の構成(規則第2条)

(1) 番号の桁数及び連結

例) 2005年6月15日生まれの男子としてソウル市チョンノ区ケ洞に3番目に登録した人物

0	5	0	6	1	5	3	0	0	1	4	3	4
年		月		日		性別		地域番号			登録	検証
											順序	番号
		(生年月日)										
		6桁				1桁		4桁			1桁	1桁

(2) 各番号の説明

(イ) 生年月日はそれぞれ2桁ずつ6桁で表示: 050615

(ロ) 性別は2000年代生まれ(2000～2099年生まれ)の場合、男性は「3」、女性「4」と表示

* 但し、1800年代生まれ(1800～1899年生まれ)は、男性が「9」、女性が「0」と、1900年代生まれ(1900～1999年生まれ)は、男性が「1」、女性が「2」と表示する。

(ハ) 個人番号(住民登録順序)は1桁とし、同日に生まれた者を男女別に区分し、申告順序に従って、それぞれ1番から賦与する。

* 参考事項: 住民登録番号は、生年月日6桁と後半部分の7桁を含め、13桁で構成され、13桁が全て同じになることはありえないが、後半部分の7桁は同じものとなる可能性がある。

例1) ホン・キルドン 650615 - 1001434(○)

イ・ドロン 650615 - 1001434(×)

例2) ホン・キルドン 650615 - 1001434(○)

イ・ドロン 691103 - 1001434(○)

注: 本資料はインタビュー当日、対応者が手交してくれたマニュアル(ハングル語)を在韓国日本大使館にて日本語に仮訳したものである。仮訳にさいして在韓国日本大使館の河村氏にお世話になったことを付記し、同氏に対して感謝の意を表したい。

フランスの社会保障番号制度について

高山憲之

2007 年 11 月

本稿は、2007 年 9 月 19 日（水）にフランスの CNAV および INSEE にて Sylvie Truphémus 氏および Gérard Lang 氏に対して行ったインタビューの結果をとりまとめたものである。インタビューにあたり財務省主税局課長補佐の小多章裕氏、OECD 日本代表部一等書記官の姫野泰啓氏および通訳の奥田七峰子氏にお世話になった。

1．インタビューの主要内容（於 CNAV）

（１）社会保障番号制度導入の経緯

国民 1 人ひとりに番号を付番することは、ドイツに占領されていた第 2 次世界大戦中の 1940 年に 1 人の軍人（ロネ・カミーユ氏）によって構想された。ナチに対するレジスタンス用の国民台帳（本来の目的では男性のみが対象。ただ、本来目的をカモフラージュするために女性も対象者に加えた）を作成するためであった。終戦直後にフランスでは一般国民を対象とする社会保障制度（いわゆる一般制度）が創設された。その加入者管理のための番号として社会保障番号が導入され、公的年金だけでなく社会保障医療でも統一的に番号が使用されるようになった。社会保障番号制度の基本的考え方は上述したロネ・カミーユ氏のアイデアを忠実に踏襲したものになっており、そのアイデアは個人を特定するさいに最も確実な手段だと考えられたからである。

上記の社会保障番号は現時点では失業保険には使用されていない（後述参照）。他方、統計調査のさいには利用されている。

（２）社会保障番号の付番と利用開始時点

フランス生まれのフランス人については、出生届の提出先である地方自治体

(市役所)が出生届受理のさいに社会保障番号を付番する(8日以内)。1人1番号であり、番号は一生、変わらない。付番した地方自治体はその番号を本人とINSEE、CNAV(クナブ)に連絡する。新規に就職すると、事業主が社会保障制度の中央管理・運営機関であるCNAV(クナブ)に、その旨を申告する。その申告に基づいて社会保障番号入りの社会保障カードがCNAVから本人に送られてくる。つまりフランス人にとって社会保障カードの使用開始時点は新規に就職するときである。その後、そのカードを本人が利用しつづける。

外国人は新規就業時に事業主がCNAVに届出し、その届出に基づいてCNAVが社会保障カードを発行する。

(3) 社会保障番号(15桁の数字)の構成

最初の1桁：性別(男性が1、女性が2)

次の4桁：生年月

次の2桁：県番号

次の3桁：地方自治体(コミューン)番号

次の3桁：同一地方自治体内における同年同月生まれの人々の届出順番

最後の2桁：行政上の確認キー番号

(4) 社会保障カードの券面情報

社会保障カード番号、氏名、生年月日、出生地名、ICチップ、など。顔写真は入っていない。本人証明用のIDカード番号(後述)も入っていない。ICチップ入りとなったのは1997年頃からである。それ以前は紙媒体だった。

(5) 紙媒体の時代からの変遷

紙媒体の時代にはコンピュータ上のデータベースが使えなかったので、エラーが少なくなかったし、エラーの修正にも時間がかかった。ただ、国民基本台帳番号はINSEEが管理・保管しており、その情報との照合が可能であった。INSEEがはたしていた機能の一部はその後、順次CNAVに移譲された。CNAVは、INSEEの保管する国民基本台帳番号のコピーを有することができる唯一の例外的組織である。ちなみに国民基本台帳には両親の氏名が記載されており、

台帳から本人の社会保障番号を追跡することが可能となっている。なおテロの危機にさいしては CNAV のデータベースもセキュリティ保護の対象となっている。

(6) 本人証明用 I D カード (身分証明書)

本人証明用の I D カードが社会保障カードとは別に存在し、それは警察署が発行する。顔写真つき。氏名、生年月日、国籍、出生地名、現住所、性別、発行機関名、発行年月日、本人の署名、等が券面に記載されている。ただし、社会保障番号はコンフィデンシャルとなっているので、この I D カードには記載されていない。I D カードの有効期間は 1 0 年である。

(7) 給与額

事業主は従業員への給与支払額 (年額) を毎年、CNAV と社会保険料徴収機関 (URCSAF) に申告する。CNAV はその情報を税務当局に伝達する。従業員 1 人ひとりの所得税申告書には事前に給与額が記入されており、本人はそれを使って税金を納付する。給与額は毎月渡される給与明細書でも確認できる。また、パスワードを利用すればインターネット (CNAV のデータベース) でも過去の給与額すべてを閲覧することができる。

(8) 給与明細書の 4 0 年間保存義務

クレームは給与の記入漏れに関するものが多いものの、ほとんどインターネットを通して解決されている。フランスには給与明細書を 4 0 年間、従業員が保管する義務がある。給与明細書が渡された直後に会社のコピー機を使って、そのコピーをとることが慣行となっている。

(9) 加入記録等の送付開始

2 0 0 7 年から公的年金の加入記録を 5 0 歳以上の人に送りはじめた (当初は 5 0 歳以上の者だけであるが、いずれ加入者全員に送付する予定である) 。加入記録は 5 年に 1 回の割合で送付する。さらに 5 8 歳以上の人には 6 0 歳時、6 5 歳時、7 0 歳時の給付資産推計額をあわせて送付し、何歳から年金を受給

しはじめたらよいかについての判断材料を提供する。送付先となる現住所情報は、毎年、事業主から CNAV に提供されるもの(給与額等)の中に入っており、それは CNAV のデータベースに記録されている。

(1 0) 補足年金制度における社会保障番号の利用

フランスの職域年金である補足年金の管理運営においても社会保障番号が利用されている。事業主からの番号問い合わせが CNAV にあれば、それに回答している。

(1 1) 税金と社会保険料の徴収機関

税金は年に 1 回納付する一方、社会保険料は毎月ベースで納付している。徴収機関は現在、別々になっている。徴収機関一元化をめぐる大激論が進行中であるものの、雇用整理(解雇)をどちらの機関でやるかという難問があり、徴収一元化は容易ではない。

(1 2) 公的年金制度の濫用

事業主は一般に 5 9 歳の人をリストラしたがつている。本人の同意をとりつけた上で、CNAV に年金加入記録を問い合わせ、4 5 年加入が確認できたケースでは 5 9 歳時点で年金退職(プレ年金)を選択させるのが通例となっている。これは解雇ではなく、6 0 歳前の年金受給である。ちなみにフランスの最低賃金は年 1 万 2 0 0 0 ユーロ(手取り)である一方、補足年金込みの年金額は男女平均で年間 1 万ユーロ(公的年金が約 6 0 0 0 ユーロ、補足年金が約 4 0 0 0 ユーロ)である。

さらに妻をはじめとする親族を雇ったことにして、ペーパー会社をでっちあげ、年金給付を手に行している例もある。

(1 3) DMP (個人情報電子カルテ)

病院情報、医療情報が詳細に入っている 1 人 1 枚のカード。現在、一部で試行中。病院関係者の I D カードを併用しないと情報が読みとれない。また D M

Pを読みとった病院関係者のIDがDMPに記録として残される。

(14) 雇用保険は別体系

終戦直後は人手不足が深刻であり、雇用保険制度を同時に制定する必要性は乏しかった。その後、失業保険は労使協定で制度が設立され、労使共同管理の下、今日にいたっている。国の管理とはなっていない。ただ、雇用保険も制度管理上、近い将来に社会保障番号とのヒモ付けを予定している。

2. インタビューの主要内容（於 INSEE: 上記と重複する分は除く）

(1) 性別が先頭番号

フランスの社会保障番号は性別をトップにもってきていることに特徴がある。なぜ男性が1で、女性が2かについては、その後に議論になったが、女性を0とするオプションは今もって採用されていない。番号は一生不変である。このとき性転換をした者にとっては社会保障番号は悩みの種となる。番号変更には憲法裁判所判事の許可が必要である。

(2) 覚えやすい番号

社会保障番号は本人が覚えやすく、しかも忘れない情報のみで構成されている。実践的実用的性格が強く、しかも本人確認する上で一番確かな形（1人1番号）となっている。最後の2桁は、セキュリティ管理上必要なキー番号であり、第3者が推測不可能な数字を割り当てている。

(3) 不幸な歴史エピソード

社会保障番号には不幸な歴史が1つあり、それはアルジェリア戦争で徴兵用に利用されたことである。アルジェリアでは先頭番号の3と4はユダヤ人を、5と6はイスラム系住民を表していた。双方でケンカが起きることを未然に避けるため、別のキャンプに入れる必要があったからである。

(4) コンピュータ化初期のスキャンダルと社会保障番号の使用規制

社会保障番号は当初、紙媒体で管理されていたが、ポンピドー大統領時代の 1973 年にコンピュータ化に取り組みはじめた。その計画はイニシャルにちなんで「サファリ計画」と呼ばれた。この「サファリ」という用語が人のハンティングを連想させ、一大スキャンダルとなってしまった。個人の自由と権利を侵害するという批判を浴びたからである。そうした中で、1978 年に「情報と自由に関する委員会」(CNIL : クニル) が設置され、当該委員会の下で社会保障番号の使用を規制することになった。全省庁を横断して普遍的に利用しないということが基本方針となり、とくに軍や警察そして司法の分野での使用は禁止されている。また学生協会や文部省でも使用禁止となっている。これは、行政が個人を固有の 1 番号で管理していることを子供に知らせてはならない、という理由からである。さらに選挙のさいの有権者リストを作成するときにも社会保障番号は使わないことになった。

(5) 税務当局におけるヒモつけ

税金の分野で社会保障番号を使用するかどうかについては賛否両論があった。納税者番号(ただし、本人には覚えられないような番号)が別にあったが、結局、社会保障番号にヒモをつけることが税金の分野では認められている。税務当局は個人の社会保障番号を INSEE で照合する権利を有しており、照合 1 件につき 5 サンチームの料金を支払っている。この料金支払いは INSEE との間で潤滑油の役割をはたしている。

(6) 本人確認手段の多様化

建前上、各省庁が社会保障番号を利用するためには CNIL にその使用を申請し、堂々と青信号をもらいなさい、ということになっている。しかし、今日、本人確認の手段は多様化しており、社会保障番号を使用しなくても本人認証が可能になっている。近年、CNIL の重要性は低下しているといっていよい。

(7) フランス人の政府に対する警戒心

フランス人は政府への警戒心がきわめて強い。ナチ占領下のビシー政権はナ

チに協力し、フランス在住のユダヤ人を守らなかった。有事のさい、国が個人の権利を守ってくれるとは思っていないのである。このエピソードはデンマーク国王がナチに対してとった態度（デンマーク国王はナチのユダヤ人狩りに対して自ら黄色い星（ダビデの星）の紋章をつけて抵抗したという）と常に比較して語られている。

（８）個人の権利と利便性の相克

個人の権利を守ろうとすれば、便利さの一部は犠牲にせざるを得ない。便利さがすべてではないのである。エラーが部分的に残り、不完全のままの情報の方が却って個人の権利を守るのによいのかもしれない。

イタリアの納税者番号制度

高山憲之

2007 年 11 月

本稿は2007年9月24日(月)にイタリアの SOGEI および INPS にて Massimiliano Mosetti 氏 (SOGEI 対外関係部長) Anna Donninelli 氏 (国税庁納税者サービス局) および Dionigi Spaccia 氏 (INPS 情報部長) に対して行ったインタビューの結果をとりまとめたものである。インタビューにさいして財務省主税局課長補佐の小多章裕氏および通訳の中島元子氏にお世話になった。

(1) SOGEI (ソジェイ) の沿革と納税者番号

SOGEI は現在、民間の株式会社 (テレコム・イタリアグループ傘下) であるものの、その株式の 100 % を経済財政省が保有している特殊会社である。1976 年に税務システムを管理・運用する目的で設立され、手はじめに納税者番号についてのシステムを構築した。SOGEI は税のオペレーションのみを担当し、賦課徴収に関する意思決定には関与していない。納税者番号は各省業務のうち税務に関連するものに利用されている。また、1991 年以降、年金や医療など社会保障番号としても併用されるようになった。さらに銀行に口座を開設するさいにも納税者番号の記入が求められている。イタリアの納税者番号は、このように行政や銀行取引などにおいて「対話チャンネル」として現在、機能しており、e - ガバメントをイタリアが欧州で先導するきっかけとなった。オンライン化が進み、ローカルネットワークも整備されている。

(2) 納税者番号導入の経緯

1970 年代の税制改革で納税者数が激増した。また 1973 年における付加価値税の本格導入で法人番号も体系的に付番する必要があった。税務署の職員数を増やすわけにはいかなかったため、個人と法人の戸籍管理をオートメ化する必要性が急激に高まったのである。そこで 1977 年に納税者番号制度が

導入され、個人については16桁、法人については11桁、の番号が付番されることになった。

(3) 納税者番号の構成：個人

個人用の納税者番号は16桁で構成されている。1970年1月1日生まれの Mario Rossi 氏 (R S S M R A 7 0 A 0 1 L 7 2 6 S) を例にとって説明すると、以下のようになっている。

最初の3桁：R S S (アルファベット3文字。通常は苗字の子音、最初の3つ)

次の3桁：アルファベットの3文字。通常は名前の子音、最初の3つ。子音が2つの場合は最初の母音を追加)

次の2桁：7 0 (生年 (末尾2桁))

次の1桁：A (誕生月を表すアルファベット (1月がA、2月がB、3月がC、・・・)

次の2桁：0 1 (誕生日 (末尾2桁))

次の4桁：L 7 2 6 (出生地番号)

最後の1桁：S (行政チェック番号 (アルファベット))

原則として1人1番号。転居しても番号は変わらない。しかし、外国人 (とくに中国人や韓国人など) は同一番号になってしまう可能性があるので、出生地番号の末尾をアルファベット化して、重複調整している。

(4) 納税者カードの券面情報

納税者カードの券面 (表面) に記載されているのは、氏名、生年月日、出生地、納税者番号、有効期限 (5年間) の5情報である。裏面には磁気テープが走っており、バーコードもある。磁気テープには表面の情報が入れている。またバーコードは納税者番号読み取り用のものである。納税者カードは、一部の地域 (ロンバルディア、ベネチア、シチリアの3州) では現在、ICチップ入りとなっている (ICチップには血液型や病歴などの医療情報が入っている)。

顔写真や現住所は記載されていない。ただ、納税者カードは3年前から健康

保険証を兼ねているので、現住所を本人が届出るインセンティブをビルトインしてある。転居届は地方自治体に提出する。その情報は地方自治体から SOGEI に自動的に連絡され、SOGEI のデータベースが更新される。

(5) 法人の納税者番号 (1 1 桁)

最初の 7 桁 : 登録順位番号

次の 3 桁 : 地方税務署番号

最後の 1 桁 : 行政チェック番号

法人の場合、最寄りの商工会議所が番号付番の窓口となっている。法人にはカードが発行されない。また法人番号にはアルファベットを使用していない。

(6) 個人用納税者番号の付番

当初は納税者のみに付番したが、その後、1990年代になって納税者カードを本人確認用にも使用しはじめたことに伴い、1991年以降、番号は出生時に付番することになった。出生届が市役所に提出されると、その情報がインターネットを通じて SOGEI に転送される。SOGEI で番号を付番し、納税者カードを発行する。そしてカードは出生地の市役所に送られ、市役所の受け渡し窓口で本人(家族)がカードを受理する。

(7) 国外居住者や外国人の場合

国外に居住している人でイタリアの年金を受給している人、イタリアの銀行に預金口座を持っている人、イタリアの土地を所有している人、などに関する情報は各国のイタリア大使館経由で SOGEI に送られてくる。また EU 以外の国から居住目的でイタリアに入国した外国人には地方自治体の警察で番号を付番している。最近、アフリカやインドなどからの外国人移住者が増えている。その中には苗字、生年月日や出生地が不明な者もあり、付番に苦慮するケースがある。

(8) 住民登録カード

イタリアには納税者カードとは別に住民登録カードがある。15歳以上の人には住民登録カード(Carta d'Identità)が配布されている。住民登録カードについては、内務省が集中管理システムを現在、構築中である。従来、住民登録カードは紙媒体であったが、現在、プラスチックカード型の普及が進められている。いずれも顔写真入り。氏名、生年月日、出生地、国籍、住所、未婚・既婚の別(拒否すれば無記載)、職業、身体的特徴(身長、目・髪の色、その他)などが券面に記載されている。

(9) 納税者番号の利用範囲

当初は税務関連業務(税の申告・収納)における本人確認のために導入されたが、1991年より銀行口座の開設、不動産登記、必要経費証明なども本人認証用の番号として利用されることになった(義務化)。同時に社会保障番号(年金や医療など)としても使われはじめた。さらに1994年頃よりガス・電気・電話の契約時にも本人確認用に使われはじめた。

(10) プライバシー問題

納税者番号における子音だけから氏名をイメージすることは一般論としては困難である。したがってプライバシー問題はほとんどないといってよい。なお、SOGEI のデータベースにアクセスするためには事前にキー(パスワード)を取得する必要がある。

ただ、個人の銀行預金額を SOGEI が事実上、把握していることを問題視する意見も強い。たとえば、国会には納税者番号情報の利用を監視する委員会(10人～15人で構成)が上院・下院にあり、刑事裁判で問題になるケースでのみ SOGEI で銀行預金額を閲覧可能にしたかどうかという主張もある。

(11) 2000年以降、イタリアでは納税はすべて電子申告となっている(添付書類の提出は廃止された)。税金の入金はすべて銀行・郵便局振込(オンライン納税の場合は口座引き落とし)となっており、自動化されている(銀行・郵便局のみが代理収納窓口となっている)。税務署職員の仕事はデータ確認に重点

が移った、ただ、依然としてマンパワーが足りない状態にあり、全件チェックはしていない。法人については3年に1回程度はチェックしている。自営業主については、職種別に典型的な利益率表があり、それと大きくちがうケースは毎年全てチェックし、警告している（コンピューター上にチェック・システムを構築済み）。抜きとり調査では領収書などの現物確認をしている。

なお、イタリアの電子申告には「税額を確定する」という役割が与えられていない。これは日本の税金申告と大いに異なる点である。イタリアの申告書は納税額の参考資料にとどまっている。

（１２）行政の効率化からユーザー・フレンドリー志向へ

納税者番号や電子申告は行政手段を簡素化し、行政コストを削減する上で多大な貢献をした。ただ、今日、さらにもう一段上にステップアップし、顧客志向第１という考え方に立って電子政府を進展させていく必要がある。

（１３）INPS（年金制度運用機関）における制度運営

イタリアの年金制度は職業別に分立している。本人確認は従来、制度ごとにやっていた。各制度が本人の戸籍情報を保有していた。現在は納税者番号で本人確認をしている。納税者番号は年金だけでなく、医療や失業保険、労災保険でも利用している。INPSのデータベースにアクセスするためには、パスワード（割当制、変更不可、１人１番号）が必要となっており、プライバシーの保護に努めている。

（１４）給与明細書の最低５年間保存義務（本人）

年金加入記録は５年に１回ずつ、約２０年前から本人に送付している。健康保険証の役割を納税者カードが担っているので、本人側に現住所の最新情報をSOGEIやINPSに連絡するインセンティブがある（ただし、現住所情報のINPSへの提供義務はない）。現在、INPSとSOGEIは本人の現住所に関するデータベースを共有している。給与額の記入ミスは２０年前には確かに問題となった。しかし、現在、給与額の記入ミスはほとんど問題になっていない。イタリアでは給与明細証明書をはじめとする各種の証明書（領収書を含む）を少なくとも

5 年間は保存する義務がある。それと照合すれば、年金加入記録の誤りは直ちに修正可能となっている。

(1 5) 社会保険料はすべて銀行・郵便局振込み

社会保険料の代理収納窓口は銀行・郵便局だけである。これは税金とまったく同様である。銀行・郵便局に振り込まれた税金や社会保険料は、いったん 5 日以内に経済財政省内の国庫庁に集められ、そこから各制度の運営機関に移転される。

(1 6) その他

イタリアにおける最近の年金問題は支給開始年齢の引き上げが焦点であり、現在、国会で議論が進んでいる。給付水準の引き下げは政権交代に直結するおそれがあり、なかなか認められない。